

## 令和 8 年度 富士見町観光周遊促進事業（取扱店）募集要項

### 1. 事業目的

町の観光拠点施設である 2 大リゾート（富士見パノラマリゾート、富士見高原リゾート）で町内周遊割引券を発行することで、事業に参加した店舗又は施設（以下「割引券取扱店舗等」という。）への周遊を促し、滞在時間の延長と消費額の拡大、町全体の経済活性化を図る。最終的には町のファンを増加させ、2030 年の町内観光客来場者 100 万人の達成を目指す。

### 2. 事業概要

#### （1）配布

配布期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 11 月 15 日（日）

ただし、使用枚数が 25,000 枚に到達次第終了

配布場所：富士見パノラマリゾート、富士見高原リゾート

配布物：周遊割引券（300 円）

配布方法：両リゾートのチケット売場でチケットを購入した方全員を対象に、割引券取扱店舗等で使用できる周遊割引券を配布する。配布する周遊割引券には割引券取扱店舗等の情報が確認できる QR コードを記載する。

#### （2）利用

利用期間：配布開始～令和 8 年 12 月 18 日（金）

ただし、使用枚数が 25,000 枚に到達次第終了

利用場所：割引券取扱店舗等として登録された町内事業所

利用方法：利用期間中にお客様が周遊割引券を使用した場合に、額面分の商品の販売やサービスの提供を行う。

割引券は 1 会計税込 1,000 円以上の購入で 1 人 1 枚まで使用できるものとする。

備考：以下の①～④は割引券の利用対象外とする。

①不動産や金融商品

②商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

④国税、地方税や使用料などの公租公課

### (3) 換金

換金期間：配布開始～令和8年1月17日（月）

換金場所：**富士見町役場**

換金方法：お客様から受け取った周遊割引券と、請求書、店舗登録証明書を換金場所へ提出する（提出時は請求内容の確認等のみを行い、入金は後日）。

### 3. 割引券取扱店舗等の参加資格

(1) 町内に店舗等を持つ事業者。ただし、下記の要件に該当しない者とする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
- ③ 事業概要（2）にある「割引券の利用対象外」に該当する取引、商品のみを扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

### 4. 割引券取扱店舗等の責務等

- (1) 見本券と照合し、相違がない事を確認すること。
- (2) 受け取った割引券は、裏面の指定欄に参加店舗が判別できる印を押印すること。
- (3) 裏面に既に押印がある割引券は、受け取りを拒否すること。（取り消し線や訂正印も不可）
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに事業主体に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに事業主体に報告し、当該偽造券を引き渡すこと。尚、偽造券は清算することができない。
- (5) 割引券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
- (6) 事業主体が行う調査（アンケート等）に協力すること。
- (7) 事業主体が定めた規則等や指示を遵守すること。
- (8) 受け取った割引券の盗難・紛失は参加店舗の責任とする。

5. その他留意事項

- (1) 割引券を現金化することはできない。
- (2) 利用期間を過ぎた割引券は使用できない。
- (3) 割引券の紛失や盗難について、事業主体は一切の責任を負わない。

6. 割引券取扱店舗等の申請

(1) 申込方法

この募集要項に同意のうえ、申込書を産業課商工観光係へ提出してください。

(2) 募集期間

(一次) 令和8年6月1日(月)～令和8年6月19日(金)

- ・希望者のみに配布する取扱店一覧チラシに掲載いたします。
- ・割引券配布開始時より、町HPや富士見町デジタルマップに掲載いたします。

(二次) 令和8年6月22日(月)～令和8年11月15日(日)

- ・町HPや富士見町デジタルマップに随時追加掲載をいたします。